

令和7・8年度
入札参加資格審査申請書提出書類要項

受付期間	令和6年12月2日(月) ~ 令和6年12月20日(金)
申込方法	相馬地方広域水道企業団総務課財政係へ 郵送およびメール提出
送付先	〒976-0001 福島県相馬市大野台二丁目3番地の5 相馬地方広域水道企業団 総務課 財政係 Mail : zaisei@suido-soma.jp
有効期間	令和7年4月1日 ~ 令和9年3月31日
問い合わせ先	相馬地方広域水道企業団 総務課 財政係 電話 0244-35-6708 FAX 0244-36-2409 Mail zaisei@suido-soma.jp



相馬地方広域水道企業団

1 申請書の受付期間

相馬地方広域水道企業団の入札参加資格審査申請の受付期間は次のとおりです。

令和6年12月2日(月)から令和6年12月20日(金)まで

2 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

3 申請書送付先

〒976-0001 福島県相馬市大野台二丁目3番地の5

相馬地方広域水道企業団 総務課 財政係

Mail : zaisei@suido-somajp

※原則郵送およびメール提出(提出書類の項目参照のこと)

110円切手を貼付け、返信先を記載した返信用封筒(長形3号封筒)を同封してください。

4 審査基準日

令和6年10月1日(ただし福島県に申請・登録した方は福島県と同じ基準日でも結構です。)

5 入札参加資格審査申請ができない者

次のいずれかに該当する場合、入札参加資格審査申請ができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (3) 資格審査の申請を行う日において、営業期間が2年を経過しない者(資格取得業者から営業の全部又は一部を継承した者は除く。)
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項、第2項各号のいずれかに該当する者
- (5) 法人税(個人事業者の場合は所得税)、消費税及び地方消費税を完納していない者
- (6) 建設工事の申請をする者は、社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していない者(個人事業主等であって社会保険適用除外の者は除く。)
- (7) 次のア～キのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 役員等(法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人その他の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

注)入札参加有資格者となっても、上記(1)～(7)までに該当することが発覚した場合は、資格の認定は取り消します。

6 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の場合に該当するときは速やかに変更等の届出をお願いします。郵送による届出のほか、今回同様にメールでの提出も可能です。

(1) 申請者または競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産等により解散したとき
- ④ 廃業したとき
- ⑤ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権していない者になったとき

(2) 有資格業者が次の事項を変更したとき

- ① 住所
- ② 商号又は名称
- ③ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその氏名
- ④ 営業所の名称、所在地、電話番号、ファックス番号及び営業所の新設または廃止
- ⑤ 委任先の変更

7 提出書類

提出書類は①紙媒体での提出および②電子データでの提出の2種類があります。

※代理人(行政書士等)が申請を代行する場合は、別途委任状の原本(任意様式)を添付してください。

電子データ(申請書は Excel 形式、その他はPDF形式)は財政係アドレス(zaisei@suido-soma.jp)に提出してください。提出書類の合計データ容量は5MB 以下になるようにしてください。

※解像度は 100dpi 程度で問題ありません。データ容量が5MB を超える際はデータ便サービス (<https://datadeliver.net/>)等をご利用ください。

※複数の区分(工事、委託、物品)を申請する際、電子データ提出で共通する書類(謄本、納税証明書など)はいずれか1つだけに添付してあれば問題ありません(それぞれに添付する必要はありません)。

※電子データでの提出が困難な場合は全て紙媒体での提出で問題ありません。

すべての提出書類を確認後、受理票を返送します。

(1) 建設工事に係るもの

1. 紙媒体での提出書類
① 受付票(工事用)【独自様式】
② 使用印鑑届・支店委任状【独自様式】
③ 代理申請による委任状(※行政書士等の代理申請の場合のみ)
④ 返信用封筒(※110 円切手を貼付け、返信先を記載したもの)
2. 電子データでの提出書類(①は Excel 形式で、②～⑧は PDF ファイルにまとめてください)
① 建設工事入札参加資格審査申請書【独自様式】 ※Excel 形式で提出してください
② 工事経歴書【福島県様式または任意様式】
③ 技術者経歴書【福島県様式または任意様式】
④ 営業所および委任関係一覧表(※営業所を有しない、委任先を設けない場合は不要)
⑤ 建設業許可通知書の写し
⑥ 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)又はその写し(個人の場合は身分証明書又はその写し)
⑦ 納税証明書又はその写し (1) 未納税額がないことの証明 【法人の場合】消費税及び地方消費税納税証明書「その3」または「その3の3」

<p>【個人の場合】消費税及び地方消費税納税証明書「その3」または「その3の2」 ※非課税事業者はその届出書 (2)相馬市、南相馬市、新地町に所在地又は住所を有する方のみ各役所で交付の納税証明書を提出</p>
<p>⑧ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(A4 サイズ) 申請中の場合は、受付済みの総合評定値請求書の写し及び直近の通知書の写し ※社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)への加入状況も確認します。</p>

(2) 測量等委託に係るもの

1. 紙媒体での提出書類
① 受付票(委託用)【独自様式】
② 使用印鑑届・支店委任状【独自様式】
③ 代理申請による委任状(※行政書士等の代理申請の場合のみ)
④ 返信用封筒(※110円切手を貼付け、返信先を記載したもの)
2. 電子データでの提出書類(①は Excel 形式で、②～⑧は PDF ファイルにまとめてください)
① 測量等委託入札参加資格審査申請書【独自様式】※Excel 形式で提出してください
② 業務経歴書
③ 技術者経歴書
④ 営業所および委任関係一覧表(※営業所を有しない、委任先を設けない場合は不要)
⑤ 申請業務に関する許可・登録証明書の写し
⑥ 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)又はその写し(個人の場合は身分証明書又はその写し)
⑦ 納税証明書又はその写し (ア) 未納税額がないことの証明 【法人の場合】消費税及び地方消費税納税証明書「その3」または「その3の3」 【個人の場合】消費税及び地方消費税納税証明書「その3」または「その3の2」 ※非課税事業者はその届出書 (2)相馬市、南相馬市、新地町に所在地又は住所を有する方のみ各役所で交付の納税証明書を提出
⑧ 直近2年の各営業年度の財務諸表(損益計算書、貸借対照表)

(3) 物品購入等に係るもの(小規模修繕を含む)

1. 紙媒体での提出書類
① 受付票(物品用)【独自様式】
② 使用印鑑届・支店委任状【独自様式】
③ 代理申請による委任状(※行政書士等の代理申請の場合のみ)
④ 返信用封筒(※110円切手を貼付け、返信先を記載したもの)
2. 電子データでの提出書類(①は Excel 形式で、②～⑤は PDF ファイルにまとめてください)
① 物品購入等入札参加資格審査申請書【独自様式】※Excel 形式で提出してください
② 営業所および委任関係一覧表(※営業所を有しない、委任先を設けない場合は不要)
③ 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)又はその写し(個人の場合は身分証明書又はその写し)
④ 納税証明書又はその写し (ア) 未納税額がないことの証明 【法人の場合】消費税及び地方消費税納税証明書「その3」または「その3の3」 【個人の場合】消費税及び地方消費税納税証明書「その3」または「その3の2」 ※非課税事業者はその届出書 (2)相馬市、南相馬市、新地町に所在地又は住所を有する方のみ各役所で交付の納税証明書を提出
⑤ 直近2年の各営業年度の財務諸表(損益計算書、貸借対照表)